

不妊治療費の助成を行います

▶申込み・問合せ すこやか環境グループ ☎079 (435) 2611

	一般不妊治療費	特定不妊治療費
内容	・人工授精 (A I H)	・体外受精 ・顕微授精
対象	次のすべてに該当する方 ①法律上の婚姻をしている夫婦であって、人工授精の全期間および助成の申請日において、夫婦ともに播磨町に住所を有していること ②町税を滞納していないこと ③他の地方公共団体から一般不妊治療費の助成を受けていないこと ④人工授精開始時において妻の年齢が43歳未満であること	次のすべてに該当する方 ①法律上の婚姻をしている夫婦であって、特定不妊治療の全期間および助成の申請日において、夫婦ともに播磨町に住所を有していること ②県要綱の規定に基づく助成の決定を受け、かつ、兵庫県以外の地方公共団体から特定不妊治療費の助成を受けていないこと ③町税を滞納していないこと ④初めて助成を受ける際の治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること
助成額	医療機関における人工授精に要した費用にかかる本人負担額の1/2と、5万円のいずれか少ない方の額。(ただし、保険適用外のみ。食事代、文書料、個室料などは含まない) 1年度あたり上限5万円 ※1年度とは1月から12月をいう。	県要綱に基づく1回あたりの助成額を控除した額とし、1回あたり10万円(ただし、以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施した場合、採卵した卵が得られないまたは状態のよい卵が得られないため中止した場合については、上限5万円)
所得制限	夫婦合算した前年の所得が730万円未満	兵庫県特定不妊治療費助成事業の規定に同じ
助成回数	1月から12月までの診療分を対象として、連続する2年度 ※年1回の申請(翌年3月末までに申請) ※平成28年度に限り、平成28年4月から12月までの診療分が対象です。	・初めて助成を受ける際の治療開始時の年齢が40歳未満:43歳になるまでに通算6回まで ・初めて助成を受ける際の治療開始時の年齢が40歳以上43歳未満:43歳になるまでに通算3回まで
申請書類	①播磨町一般不妊治療費助成事業申請書 ②播磨町一般不妊治療証明書 ③本人負担額を確認することができる領収書(原本) ④戸籍抄本その他法律上の夫婦であることを証明する書類 ⑤町税・所得確認承諾書 ⑥夫婦それぞれの朱肉を使う印鑑 ⑦通帳などの振込先口座の分かるもの	①播磨町特定不妊治療費助成事業申請書 ②兵庫県特定不妊治療費助成事業承認決定通知書の写し ③播磨町特定不妊治療費助成事業受診等証明書または兵庫県特定不妊治療費助成事業受診等証明書の写し ④指定医療機関が発行した領収書(原本) ⑤夫婦それぞれの朱肉を使う印鑑 ⑥通帳などの振込先口座の分かるもの ※県の決定日から2ヵ月以内に申請。

風しん予防接種の費用を一部助成します

妊婦さんが風しんにかかる、生まれてくるお子さんの先天性心疾患や難聴・白内障など(先天性風しん症候群)を引き起こす危険があります。先天性風しん症候群の発生を予防するため、予防接種を受ける機会がなかった方は、ぜひこの機会に予防接種を受けましょう。

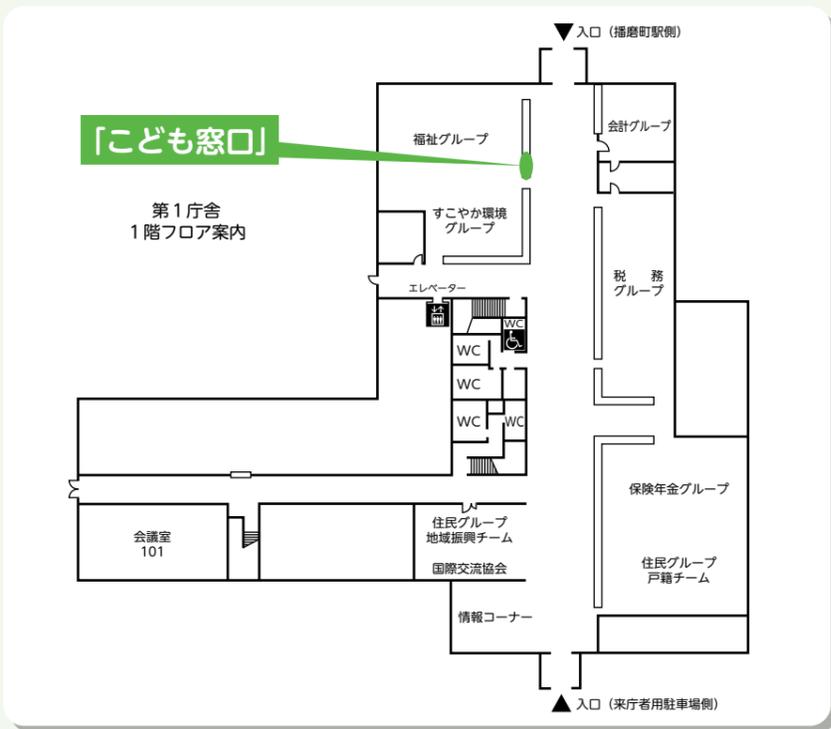
- ▶助成期間 4月1日~平成29年3月31日
- ▶接種場所 播磨町、加古川市、稲美町の協力医療機関(協力医療機関以外では助成できません)
- ▶助成額 上限5,000円(5,000円を越えた金額を医療機関でお支払いください)
- ▶助成対象 播磨町民で接種を希望する方(過去に助成を受けられた方は、対象外です)
- ▶助成方法 接種希望者には、助成券を発行します。印鑑(代理人の場合は、代理人の印鑑も必要)をお持ちのうえ、すこやか環境グループ窓口または郵送で申請書を提出してください
- ※申請書は、町ホームページからダウンロードできます。
- ▶その他 還付(償還払い)はできませんので、必ず助成券の申請にお越しく下さい
- ▶問合せ すこやか環境グループ ☎079 (435) 2611

「子ども窓口」を新設しました

▼問合せ 「子ども窓口」 ☎079 (435) 0366

「子ども窓口」でも相談ください

妊娠のこと、子育てのことなど相談したいけれど、「誰に相談したらいいのかかわからない」「子どものことごとくに相談に行ったらいいの?」



「子ども窓口」は、妊娠のこと、妊婦さんや子育て中の方々の困ったことや悩み事を保健師、子育てコンシェルジュが相談に乗ったり、必要なサービスを紹介します。

また、必要に応じて支援プランを作成します。

こんなときにご相談ください

- ◎妊娠のこと
 - ・妊娠したけど、何か手続きはいるの?
 - ・妊娠中にどんな準備をしたらいいの?
- ◎子育てのこと
 - ・赤ちゃんの体重は増えているのかな?
 - ・子どもの発達は順調かな?
 - ・子どもを預けたいけれど、どんなところがあるのかな?
- ◎妊娠を希望するとき
 - ・子どもは欲しいけど、なかなかできなくて…。どこか相談するところはある?

保健師

母子健康手帳の交付から妊娠、子育てについての相談に応じます。今までも、保健師が相談に応じていましたが、子ども窓口では、妊娠中から子育てまで一貫して相談に応じることができます。

- 妊娠中にどんな準備をしたらいいの?
- パパとしてできることは?
- 出産後、気持ちが落ち込んでしんどいの…
- おっぱいが足りているのかな。体重は増えているのかな
- ▶業務時間 9:00~17:00 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)



「子ども窓口担当保健師の竹内です」

子育てコンシェルジュ

窓口や電話などで、こどもの保育・教育の相談を希望する保護者に対し、相談の受付と助言を行います。保育を希望する保護者が必要としている内容をお聞きし、そのニーズに応じた支援を自ら適切に選択できるように助言し、情報提供を行います。

- 保育所へ申し込みするには、どうすればよいのか
- どこにどんな保育園があるのか
- 幼稚園と保育園のどちらがよいのか、違いは何か
- 子どもの成長に不安があるが、どこに相談したらよいか
- ▶業務時間 9:00~16:00 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く)



「子育てコンシェルジュの雨松です」